

政令第四百二十九号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 S・S・ビス（一・メチルプロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれ含有する製剤。ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオアート〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中 (130)を(134)とし、(110)から(129)までを(114)から(133)までとし、(109)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

- (113) 四・プロモ・二・（四・クロロフェニル）・一・エトキシメチル・五・トリフルオロメチルピロール・三・カルボニトリル（別名クロルフェナピル）〇・六%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(111)とし、(67)から(107)までを(70)から(110)までとし、(66)を(68)とし、(68)の次に次のように加える。

(69) ニ・シクロヘキシリデン・ニ・フェニルアセトニトリル及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(65)を(67)とし、(30)から(64)までを(32)から(66)までとし、(29)を(30)とし、(30)の次に次のように加える。

(31) N・(一・シアノ・一・ニ・ジメチルプロピル)・ニ・(ニ・四・ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(28)を(29)とし、(22)から(27)までを(23)から(28)までとし、(21)の次に次のように加える。

(22) 四・クロロ・ニ・シアノ・N・N・ジメチル・五・パラ・トリルイミダゾール・一・スルホンアミド及びこれ含有する製剤

第二条第一項中第八十号の四を第八十号の五とし、第八十号の三を第八十号の四とし、第八十号の二を第八十号の三とし、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 S・S・ビス(一・メチルプロピル)〓O・エチル〓ホスホロジチオアート(別名カズサホス

(一) 一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S・ビス(一・メチルプロピル)〓〇・エチル〓ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

附 則

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。